

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター落合店

所在地 真庭市中三九二-三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ナンバ落合店

(変更後) ナンバホームセンター落合店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者氏名 難波 賢治

(変更後)

名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者氏名 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課